令和2年度奈良県食品衛生監視指導計画(案)の概要

食品衛生法第24条の規定により、令和2年度奈良県食品衛生監視指導計画を策定します。

1 目的

食品衛生を確保することにより、県民の健康の保護を目的とします。

2 実施対象

奈良県内全域(奈良市を除く)

3 実施期間

令和2年4月1日から令和3年3月31日までの1年間

4 実施にあたっての基本的方向

(1)食品供給行程(フードチェーン)の各段階における監視指導の充実を図ります。

各業種別に過去の食中毒の発生状況、製造・販売される食品の流通実態及び施設の管理状況などを 考慮して、監視の重要度の高い業種または業態別にランク分けを行い、標準監視指導回数を定め、監視 指導を実施します。また、食中毒が多発する夏期及び食品流通量が増加する年末及び観光地について も監視指導を重点的に実施します。

(2)食品の試験検査の実施に努めます。

食品等検査実施計画を定め、食品等の検査及びその結果に基づく事後措置を適正に実施することにより、衛生的かつ安全な食品等の提供を確保します

(3)食品に起因する健康危害の防止に努めます。

上記の監視指導及び試験検査を徹底することにより、飲食に起因する衛生上の健康危害を未然に防止します。また、平常時はもとより、休日及び夜間における健康危機管理体制を確保し、食中毒発生時においては関係部局と連携を取りながら迅速かつ的確な調査を実施します。さらに、再発防止のため、原因究明の調査を図ります。

(4)平成30年6月の食品衛生法改正内容について、情報提供に努めます。

平成30年6月に食品衛生法が改正され、広域に及ぶ食中毒への対策の強化、原則全ての事業者にHACCPに沿った衛生管理の制度化、営業届出制度の創設、営業許可制度の見直し、特定の食品による健康被害情報の届出の義務化などの改正が行われました。講習会の開催を実施し、情報提供に努めます。

(5)食品等事業者による自主衛生管理及びHACCP手法の導入並びに奈良県HACCP自主衛生管理認証制度(通称:ならハサップ)の普及を促進します。

食品等事業者に対し、奈良県食品衛生法施行条例及び施行細則第3条(管理運営基準)に基づく衛生管理の徹底を図ります。また、食品等事業者にHACCP手法の導入の普及啓発を積極的に推進するとともに、HACCP導入型基準を採用もしくは採用を検討する事業者への助言・指導を行います。

(6)食品表示の適正化に向け、食品等事業者への監視指導の充実を図ります。

食品等事業者に対し、期限表示、食品添加物、アレルギー物質等の表示に関する監視指導を実施し、 食品表示法に基づく表示の確認を行い、不適切な表示があった場合には、適正な表示をするよう指導を 行います。

(7)食品衛生に関する情報及び監視指導の実施状況を県民に情報提供するとともに、県民との意見交換

等を実施します。

食中毒事件等発生時には速やかに公表し、県民への情報提供をします。また、リスクコミュニケーションを通して、情報の発信と意見交換に努めます。

5 実施体制

- (1)県内の4保健所(郡山、中和、吉野、内吉野)及び食品衛生検査所の食品衛生監視員、と畜検査員及び食鳥検査員が、施設及び食品等事業者に対し直接、監視指導を実施します。
- (2)県内の2ヵ所の食品衛生検査施設(保健研究センター、食品衛生検査所)が食品に係る試験検査を実施します。
- (3)くらし創造部消費・生活安全課が監視指導計画の策定、県民への食品衛生に関する情報提供や公表及び国、地方自治体及び県庁内関係部局等との連絡調整を実施します。

6 昨年度計画からの主な変更点

(1)表紙のイラストの修正

オリンピック・パラリンピック開催年度であるため、「ラグビーせんとくん」に変更しました(計画本文P. 1)。

- (2)食中毒発生防止対策に関する事項としてアニサキス対策を明記 全国的な食中毒事例発生に伴い、新たに文言、説明を追加しました(計画本文P.7、9、19)
- (3)アレルギー物質に関する監視指導の強化及び例年に比べ収去検体数の増加 近年、アレルギー表示欠落等による自主回収事例が全国的に多発していることや旧基準に基づく表示 が認められている猶予期間が令和2年3月31日までであることを踏まえ、食品表示に関する監視指導 に注力することについて記載しました(計画本文P.8)。
- (4)野菜の残留農薬検査項目数の増加

これまで、1件体あたり116項目の残留農薬の検査を行ってきたが、食の安全と消費者の信頼性確保のために、検査体制の強化に取り組み、令和2年度からは1検体あたり150項目に検査項目数を引き上げて農薬検査を実施することについて記載しました(計画本文P.9)。

(5)広域連携協議会について追記

平成31年2月8日付けで発出された「「食品衛生に関する監視指導の実施に関する指針」(平成15年厚生労働省告示第301号)の改正について」の内容を踏まえ、広域連携協議会を含め、広域的な食中毒事案発生時の連携について追記しました(計画本文P.12)。

- (6)「食品衛生に関する監視指導の実施に関する指針の一部を改正する件」を受けての修正
 - ①項目名の修正(食品等事業者自らが実施する衛生管理に関する事項)(計画本文P.1、13)。
 - ②指定成分等を含む食品等による健康被害発生時の対応が追記されたことを反映(計画本文P.12)。
 - ③食品等事業者自らが実施する衛生管理について追記されたことに伴い、従来の記載内容を修正しました(計画本文P.13)。
- (7)年間標準監視指導回数についての修正
 - ①大規模広域流通食品製造・加工施設について従業員数を30名→50名に変更。

「「HACCPに沿った衛生管理の制度化に関するQ&A」について」通知内で小規模事業者について記載があり、「食品の製造又は加工を行う者のうち、一の事業所において、食品の製造及び加工に従事する者の総数が50人未満の者」としていることより、50名と修正しました。

②魚介類せり売営業について、県中央卸売市場内独自の業態であること、市場食品検査課で常時監視を行うことから、監視指導結果集計時に他に比べてあまりに大きい数字となるため、集計結果に影

響しないよう当該表における監視対象としないことを明記しました。

(8)収去検体数について

保健研究センター実施分

平成31(2019)年度 総数474検体 令和2年度 総数457検体

市場食品検査課実施分

平成31(2019)年度 総数428検体 令和2年度 総数414検体

外部検査機関実施分

平成31(2019)年度 総数6検体 総数8検体 令和2年度

参考

各保健所と食品衛生検査施設

